

当地に在留・滞在又は渡航を予定している邦人の皆様へ  
在イスラエル日本国大使館  
2021年2月15日

イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応等に関する情報提供 2/15

● イスラエル当局による新型コロナウイルスへの対応について、水際措置を中心に現状を整理の上、新規発表事項を追記したので、お知らせします。

#### 1 現在イスラエルでとられている水際措置

以下、[ ]内は予定されている措置の期限です。期限付の措置であっても、延長される可能性がありますので、御注意ください（（5）以外の各項については、【参考情報】イも御参照）。

（1）テルアビブ（ベン・グリオン）国際空港着発の外国航空会社便運航停止 [2月21日（日）午前0時まで]（【参考情報】オの2月7日付け領事メール御参照）

イスラエル航空運航の特別便がフランクフルトに每日一往復、その他ニューヨーク、ドバイ等にイスラエル航空会社運航の特別便が随時運航されている模様ですが、搭乗するためには保健省から特別許可を得る必要があります。また、日本への帰国・日本からの入国を御検討の方は、日本との間の乗継便の有無及び乗継地での預け荷物の取扱いを確認する必要があります（フランクフルト国際空港については、預け荷物のスルーチェックインが不可の場合、機内持込み手荷物（キャビンバゲージ）のみとする必要がありますので、御注意ください。）。

（出入国規制措置の延長等に関する首相府発表、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/05022021-02>

なお、2月14日（日）、イスラエル政府は、上記運航停止期間中の緩和措置として、1日当たり最大2千人まで空路での入国を認めることとし、そのために必要な範囲で外国航空会社のテルアビブ空港着発便の運航を認める等の案を承認しました。現時点では運航する外国航空会社、運航開始日、フライト情報等は不明ですので、同便を利用しての出入国（日本への帰国・日本からの入国を含む。）を御検討の方は、お手数ですが、各航空会社や旅行代理店にお問い合わせいただくようお願いいたします。

（2）空・陸・海路での出入国制限措置 [2月21日（日）午前0時まで]

非イスラエル人・非永住者には一定の条件で例外が認められていますが、詳細は例外委員会に照会し、求めがあれば例外申請を行う必要があります。

また、陸路での出入国については、イスラエル・ヨルダン間の「ヨルダン川検問所（ベイト・シェアン付近）」経由でのみ、イスラエル出国又はイスラエル国内にある永住地に戻るための入国が認められています。

（首相府、保健省、運輸省共同発表、ヘブライ語）

[https://www.gov.il/he/departments/news/spoke\\_joint100221](https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint100221)

（例外委員会への申請フォーム、ヘブライ語）

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExceptionsRequest@morc.gov.il>

（３）出入国前の PCR 検査受検・陰性証明の取得及び入国時の空港等での PCR 検査受検

a イスラエルからの出国時

イスラエルを出国するすべての者は、出国先を問わず、航空機の離陸前 7 2 時間以内に実施した PCR 検査の陰性証明を携行・提示する必要があります（2 月 8 日付け領事メール御参照）。

（保健省発表文、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/07022021-02>

（イスラエル国内における PCR 検査について（2021 年 2 月 3 日現在））

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100143104.pdf>

b イスラエルへの入国時

イスラエルに向けて滞在国を出発する前 7 2 時間以内に PCR 検査を受検し、陰性証明を取得する必要があります。2 月 1 4 日（日）以降、イスラエル国内で 2 回の新型コロナウイルス・ワクチン接種を完了した者及び既に同ウイルスに感染して回復した者についても、一律に事前検査証明の取得を求める運用に変更されました。

（首相府発表文、ヘブライ語）

[https://www.gov.il/he/departments/news/spoke\\_joint\\_statement090221](https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint_statement090221)

空路のみならず、陸路及び海路で入国する者も、上記の出発前の検査証明を取得する必要があります（人道的又は特別な個人的必要性による入国の場合を除く。）。これに違反した場合、2,500 シェケルの罰金が科せられます。また、イスラエルへ入国する者は、入国時に空港等で PCR 検査を行う必要があります（検査を実施する場所がない国境検問所経由で入国する場合、政府指定の隔離場所において実施。）、これに違反した場合には 3,500 シェケルの罰金が科せられます。

（首相府、保健省、運輸省共同発表、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/10022021-03>

（４）出入国前のオンライン・クリアランスの実施

a イスラエル出国前 2 4 時間以内及び b イスラエルに向けて滞在国を出発する前 2 4 時間以内に、オンライン・クリアランスを実施する必要があります。ク

リアランスのデジタルデータ又はハードコピー（できれば両方が望ましい）を保管し、空港入構時及び航空便搭乗時に、航空券と一緒に携行する必要があります。

a Outbound passenger clearance 及び送信フォーム (Exit From Israel)

<https://www.gov.il/en/service/request-depart-from-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/ExitFromIsrael@health.gov.il?displang=en>

b Inbound passenger clearance 及び送信フォーム (Israel Entry Report)

<https://www.gov.il/en/service/request-entry-to-israel-covid19>

<https://govforms.gov.il/mw/forms/Quarantine@health.gov.il?displang=en>

#### (5) イスラエル入国のための(再)入国許可証の取得

これまで、イスラエルに新規に入国される方、日本に一時帰国した後イスラエルに戻る在留邦人の方のいずれについても、イスラエル国内の（在留邦人についてはイスラエル国内の在住地最寄りの）内務省支所にある入国管理局等に十分余裕をもって事前に相談し、（再）入国許可証を取得することとなっており、新規入国に関しては、長期駐在・留学等を除き事実上認められていない状況でした。現在、例外委員会への申請等、出入国関連の新たな措置が導入されたことに伴い、イスラエル当局の発表等のみからは（再）入国のために必要な手続きが必ずしも明確でありません。日本への一時帰国又は一時帰国からイスラエルに戻ることを御検討の方は、お手数ですが、イスラエル関係当局との間で再入国の要件・手続きを十分御確認ください。

#### (6) イスラエル入国後の隔離（【参考情報】オの2月8日付け領事メール御参照）

2月21日までにイスラエルに入国するすべての者は、入国時にPCR検査を受検した後（上記（3）b）、イスラエル政府が指定するホテルで14日間隔離されますが、9日目に2回目のPCR検査を受けて陰性であれば、隔離期間が10日間に短縮されます。

なお、保健省は、2月4日から新型コロナウイルス・ワクチン接種完了証明書の発行に関する新しい施策を開始し、同証明書の所持者については上記の隔離を免除するとしています。

（保健省発表文、英語）

<https://www.gov.il/en/departments/news/04022021-05>

（同証明書申請サイト）

<https://corona.health.gov.il/green-pass/>

（帰国者のホテル隔離とその免除の申請：National Emergency Portal）

<https://www.oref.org.il/12578-17132-en/Pakar.aspx>

## 2 学校での授業の段階的再開等

2月11日(木)以降、各市町村の感染収束の度合い(緑・黄・オレンジ・赤の色別)に応じ、幼稚園及び1～4年生を対象に段階的に再開されています。各学校の所在地によって対応が異なるので、詳細はお子さまの通う学校からの連絡を御確認ください。

(首相府発表文)

[https://www.gov.il/en/departments/news/spoke\\_joint090221](https://www.gov.il/en/departments/news/spoke_joint090221) (英語)

[https://www.gov.il/he/departments/news/spoke\\_joint140221](https://www.gov.il/he/departments/news/spoke_joint140221) (ヘブライ語)

#### 【参考情報】

ア 2月20日(土)までの出入国規制措置の延長等に関する保健省発表(英語)

<https://www.gov.il/en/departments/news/05022021-02>

イ National Emergency Portal 内の「Guidelines for those traveling abroad and arriving Israel」(英語)

<https://www.oref.org.il/12605-17129-en/Pakar.aspx>

ウ イスラエル保健省(英語)

<https://govextra.gov.il/ministry-of-health/corona/corona-virus-en/>

エ National Emergency Portal(英語)

<https://www.oref.org.il/en>

オ 新型コロナウイルスに関する当館から発出したこれまでの情報提供

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/corona\\_jouhou.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itpr_ja/corona_jouhou.html)

カ 新型コロナウイルス感染が疑われる場合の対処方法

<https://www.israel.emb-japan.go.jp/files/100090369.pdf>

#### 【問い合わせ先】

在イスラエル日本国大使館

Tel: +972-(0)3-6957292

Fax: +972-(0)3-6960340

Eメール: [ryouji@tl.mofa.go.jp](mailto:ryouji@tl.mofa.go.jp)

大使館HP:

[https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.israel.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

在留届電子登録・変更(3か月以上の滞在):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>

たびレジ登録・変更(3か月未満の渡航):

<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>